

一時預かり利用者負担軽減事業のご案内

所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等を対象に、認可施設における一時預かり事業(保育所等に属していない乳幼児の一時預かり)の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

1 対象世帯及び助成上限額

対象世帯	助成上限額 (利用1回あたり)
①生活保護世帯	3,000円
②住民税非課税世帯	2,400円
③年収360万円未満(市町村民税所得割合算額77,101円未満)世帯	2,100円
④①～③のほか、市長が特に支援が必要と認める世帯	1,500円

対象 保育所等に属していない乳幼児

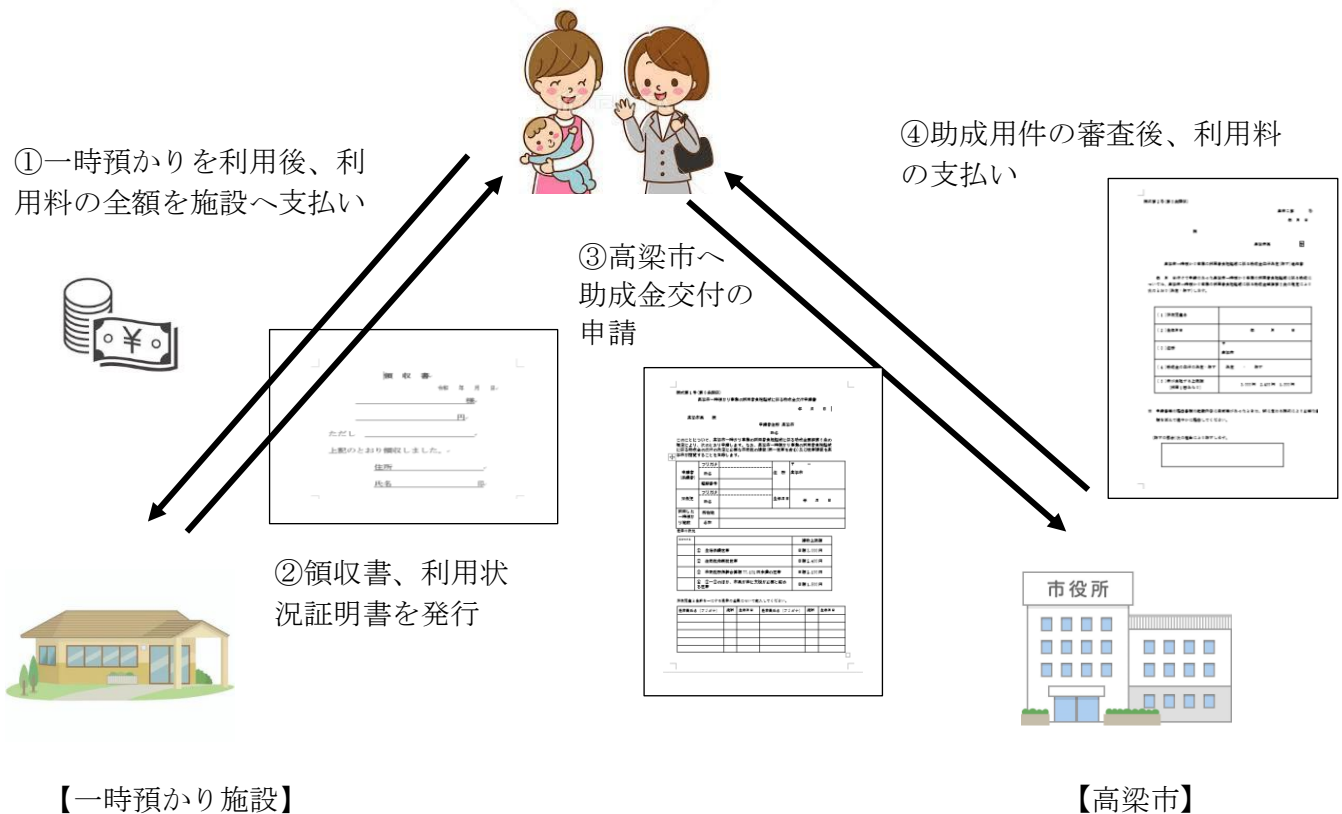
2 助成金の申請及び請求方法

申請方法は以下の2通りです。どちらの方法を選択するか、利用施設へお伝えください。

償還払い

利用児童の保護者が一時預かりの利用料を施設へ全額支払った後、市へ補助を申請し、助成上限額までの支払いを受ける方法です。

【一時預かり利用者】



代理受領

対象児童が利用した一時預かり実施施設が、対象児童の保護者に代わって助成金を請求・受領する方法です。

対象児童の保護者は、補助要件の審査のため、一時預かり利用前に高梁市へ助成要件の確認申請を行うことが必要です。市で審査し、助成対象として適当であることの通知があった後に利用した一時預かりの利用料のみ、軽減の対象となります。この場合、一時預かり利用時に1回あたりの利用料と世帯の状況に応じた助成上限額との差額を施設へ支払うことになります。

【一時預かり利用者】

①高梁市へ助成要件審査の申請



②助成要件を審査し結果を通知

④領収書を発行

③一時預かりを利用後、利用料と助成額の差額を施設へ支払い



⑤一時預かり利用施設から市へ助成金の請求



⑥市から一時預かり施設へ助成金の支払い

【一時預かり施設】

【高梁市】

3 申請及び請求に必要な書類について

申請及び請求の方法により、必要書類が異なります。

償還払い

- 利用料金支払い時に施設が発行した領収書（写し）、利用状況証明書
- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付申請書（様式第1号）
- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付決定通知書（様式第3号）
- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付請求書（様式第6号）※押印必要
- 振込先の通帳口座の写し

代理受領

【一時預かり利用前に市へ提出】

- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付申請書（様式第1号）

【一時預かり利用施設に提出】

- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付決定通知書（様式第3号）
- 高梁市一時預かり事業の利用者負担軽減に係る助成金交付委任状（様式第2号）※押印必要